

# たつの市における建築物の形態制限（斜線制限・日影規制・法 22 条区域）

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

規制内容 用途地域	指定建蔽率 ／ 指定容積率	斜線制限			日影規制			
		道路 斜線	隣地 斜線	北側 斜線	規制される日影時間		測定面 （平均地盤面 からの高さ）	
					敷地境界から 5m を超え 10m 以内	敷地境界から 10m を超える範囲		
第 1 種低層 住居専用地域	50／100	1.25 適用距離 20m	—	5m+1.25	4 時間	2.5 時間	1.5m	
第 1 種中高層 住居専用地域	60／200		20m+1.25	—	—	4 時間	2.5 時間	4m
	60／150			—	—	3 時間	2 時間	
第 2 種中高層 住居専用地域	60／200			—	—	4 時間	2.5 時間	
	60／150			—	—	3 時間	2 時間	
第 1 種住居地域	60／200			—	—	4 時間	2.5 時間	
第 2 種住居地域	60／200			—	—	4 時間	2.5 時間	
準住居地域	60／200	—		—	4 時間	2.5 時間		
近隣商業地域	80／200	1.5 適用距離 20m	31m+2.5	—	5 時間	3 時間	—	
商業地域	80／400			—	—	—		—
準工業地域	60／200			—	—	—		—
	80／200			—	—	—		—
工業地域	60／200			—	—	—		—
工業専用地域	60／200			—	—	—		—
用途地域の 指定のない区域	60／200			20m+1.25	—	—		4 時間
	70／200 （御津町の一部）	—	—		4 時間	2.5 時間		

## 建築基準法第 22 条区域

- ・用途地域の決定のある区域（※防火地域及び準防火地域の指定はありません）

## 日影規制の制限を受ける建築物

- ・第 1 種低層住居専用地域は、軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物
- ・上記以外の地域は、高さが 10m を超える建築物